

# 兵庫県屋外広告物条例 許可申請の概要

## 屋外広告物の定義

次の4条件を全て満たすものが、兵庫県条例の適用対象となる「屋外広告物」です。

- 常時または一定期間継続して表示するもの
- 屋外で表示するもの
- 公衆に表示するもの
- 看板、立看板、はり紙、はり札、工作物（広告塔、広告板、建物など）を利用して表示するもの

※「屋外広告物条例のしおり」は、兵庫県のホームページからダウンロードできます。

## 許可申請に必要な書類

提出書類	新規・変更	更新
①屋外広告物許可等申請書（正・副各1部）	●	●
②付近見取図及び掲出場所のカラー写真 （3カ月以内に撮影したもの）	●	●
③屋外広告物自己点検報告書（カラー写真含む）	○	●
④安全点検結果報告書（カラー写真含む）※有資格者による点検 ・点検対象は、設置からおおむね10年以上且つ広告物の上端が地上から4mを超えるもの ・点検日は許可期間満了日の3か月以内 ※点検対象ごとに報告書を作成し、添付してください	○	○
⑤広告物等の仕様書、構造図	●	○
⑥広告物等の模写図 （色彩、意匠、表示面積を明らかにした図面）	●	○
⑦建物の立面図等 ・建築物との位置関係、壁面等の状況を明らかにした図面 ・既存の広告物がある場合は、既存広告物の模写図及びカラー写真	○	○
⑧他人の土地、建物、物件に掲出する場合 ・許可書、承諾書、賃貸借契約書の写し	○	○
⑨広告主が申請手続きを他人に委任する場合 ・委任状（様式は任意）	●	●
⑩その他必要と認める図面	○	○
⑪郵便にて申請する場合 ・必要額の切手を貼った返信用封筒（2通） ※定型サイズと副本（A4サイズ）が入る大きさと宛先記載したもの 申請手続きが終わりましたら、納付書を送付しますので期限までに銀行に振り	○	○

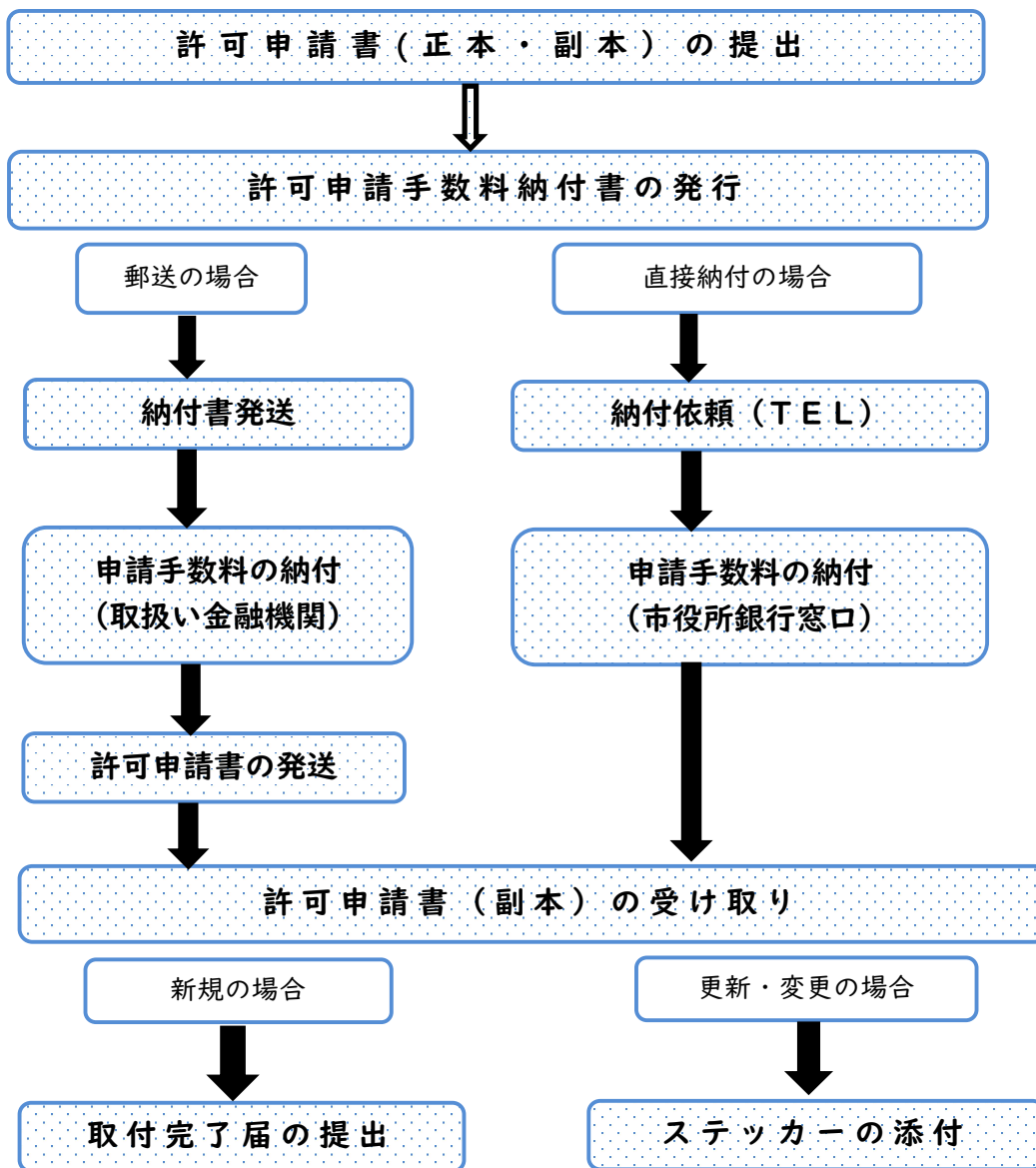
## 許可期間

●：必要書類

○：該当する場合

広告物の種類	期間
・看板、広告板、広告塔	2年以内
・塀、垣利用広告物 ・電柱	1年以内
・はり紙、はり札 ・広告幕 ・立看板 ・広告旗	30日以内

## 申請手続きの流れ



## 許可後に必要な手続き

行 為	必 要 な 書 類
広告物の取り付けが完了したとき	・屋外広告物取付完了届
広告物を除却したとき	・屋外広告物除却(滅失)届
広告物の表示・設置(管理者)を変更するとき	・屋外広告物表示・設置者(管理者)変更届

※申請書等は、宝塚市ホームページからダウンロードできます。  
 ページID検索またはサイト内検索で「1004263」と入力していただき、「屋外広告物許可等申請書」のページから各種書類をダウンロードしてください。

## お問い合わせ先

〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1-1

宝塚市 都市整備部 都市計画課 Tel: 0797-77-2088

メールアドレス: m-takarazuka0073@city.takarazuka.lg.jp